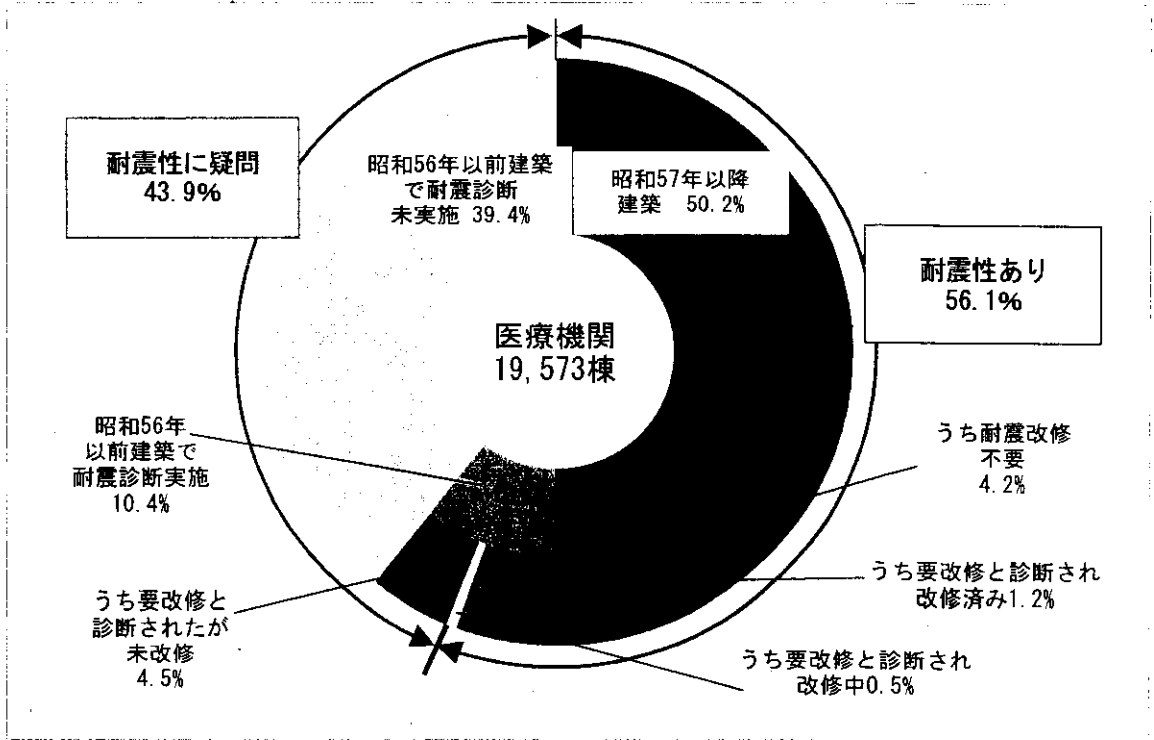


19. 内閣府が調査した医療機関施設の耐震化率

防災上重要な施設の耐震化

■医療機関施設の耐震化

・ 本調査において回答のあった医療機関8,962施設（19,573棟）における耐震化率は約56%。



	集計値(47都道府県)
全施設数	8,962 施設
全棟数	19,573 棟
耐震化されている棟数※	10,975 棟
医療機関耐震化率※	56.1 %
昭和56年以前建設の全棟数	9,753 棟
耐震化されている昭和56年以前建設の棟数※	1,155 棟
昭和56年以前建設の医療機関耐震化率※	11.8 %

※平成14年3月現在における整備済みと整備中の施設の合計値

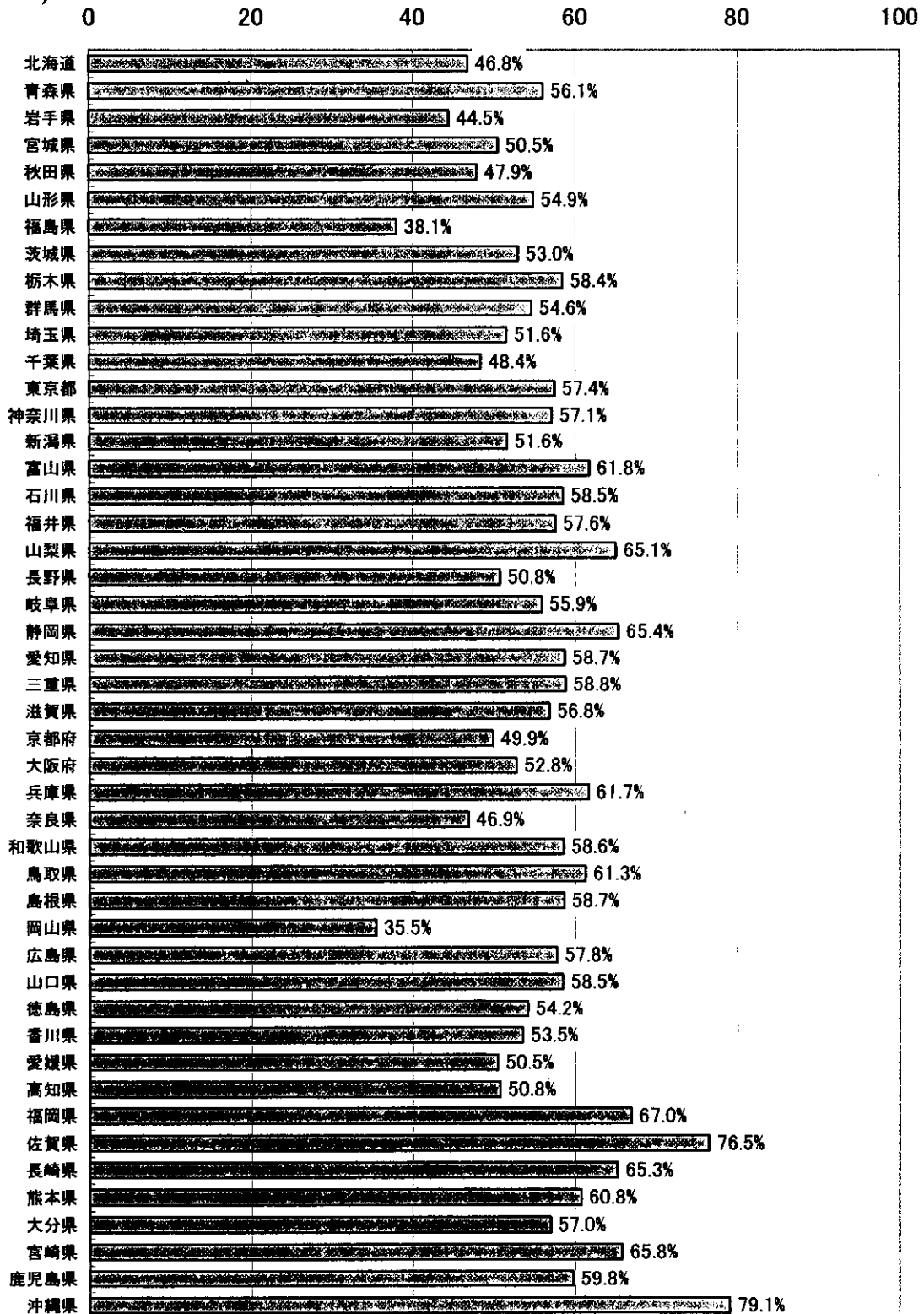
【定義】

対象施設
医療機関 : 医療法第1条の5に基づく「病院」のうち、歯科を除く

医療機関耐震化率: 医療機関棟数に対する、昭和57年以降に建築された医療機関棟数、昭和56年以前に建築された医療機関で耐震診断の結果改修不要の医療機関棟数並びに改修済み及び改修中の医療機関棟数の割合

(%)

都道府県別の医療機関耐震化率



【 地震防災施設の現状に関する調査／総括表 】

		全国平均
関連施設	避難活動	
	広域避難地が整備されていない区域	54.3%
	一次避難地が整備されていない区域	61.1%
	1km ² 当たりの一次避難地箇所数	1.3箇所/km ²
	一人当たりの避難地面積	18.3m ² /人
施設	避難路が整備されていない区域	22.8%
	消防活動	
	消火栓・防火水槽など消防水利の整備	78.6%
消防車など消防用施設の整備	93.8%	
道路が狭隘で消防活動が困難な区域(消防活動用道路が未整備)	11.6%	
緊急輸送	緊急輸送路における橋梁や擁壁の耐震化	33.0%
	庁舎や災害拠点病院等に対するヘリポートの確保	75.1%
	緊急輸送港湾における必要数に対する耐震岸壁の整備	43.3%
	緊急輸送漁港における全岸壁に対する耐震岸壁の整備	12.7%
共同溝等	都市計画道路における共同溝等の整備	7.4%
耐震化	重要な建築物の	
	医療機関	56.1%
	社会福祉施設	67.2%
	小中学校等	45.9%
	小中学校等体育館	48.8%
	盲学校等	61.9%
	盲学校等体育館	57.4%
公的建造物	52.7%	
海岸河川施設	予測津波高を確保した海岸保全施設の整備延長	41.9%
	河川堤防の耐震化	36.1%
土砂災害対策施設	土石流危険渓流のうち砂防設備など対策着手済みの渓流	21.7%
	山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区のうち崩壊防止施設など整備着手済みの地区数	40.3%
	地すべり危険箇所・地区のうち対策着手済みの箇所・地区	34.8%
	急傾斜地崩壊危険箇所のうち対策着手済みの箇所	32.1%
防災拠点	地域防災拠点が整備されている広域圏	44.7%
	緊急輸送路における「道の駅」等輸送拠点の整備	1.9箇所/50km
	河川の復旧工事实施のための設備等を有する河川防災センターの整備	0.03箇所/50km
防災行政無線等	同報系防災行政無線を整備済みの市区町村	65.3%
	移動系 "	86.6%
	地域系 "	7.4%
	地域衛星通信ネットワーク設備を整備済みの市区町村	83.5%
自家発電設備	庁舎や災害拠点病院などにおける自家発電設備の整備	49.5%
備蓄品	備蓄倉庫	
	人口1万人当たり(おおむね小学校区程度)備蓄倉庫面積	63.6m ² /万人
	同乾パン備蓄量	1,301.7人食/万人
	同米備蓄量	733.6kg/万人
同毛布備蓄量	432.0枚/万人	
応急救護設備	同テント設備量	2.7張/万人
	同トイレ設備量	23.5個/万人

(数値は都道府県の回答を内閣府においてとりまとめ)

医療施設の耐震化関係事業

○ 地域の拠点となる災害拠点病院の補強に対する耐震化事業(平成8年度～)

- ・ 基準額 $2,300\text{m}^2$ (基準面積) \times 35,100円
- ・ 補助率 1/3

○ 地震防災特別措置法第2条に基づいて、都道府県知事が作成した五箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設に対する耐震化事業(平成13年度～)

- ・ 基準額 $2,300\text{m}^2$ (基準面積) \times 35,100円
- ・ 補助率 1/3 (へき地における公立の診療所 1/2)

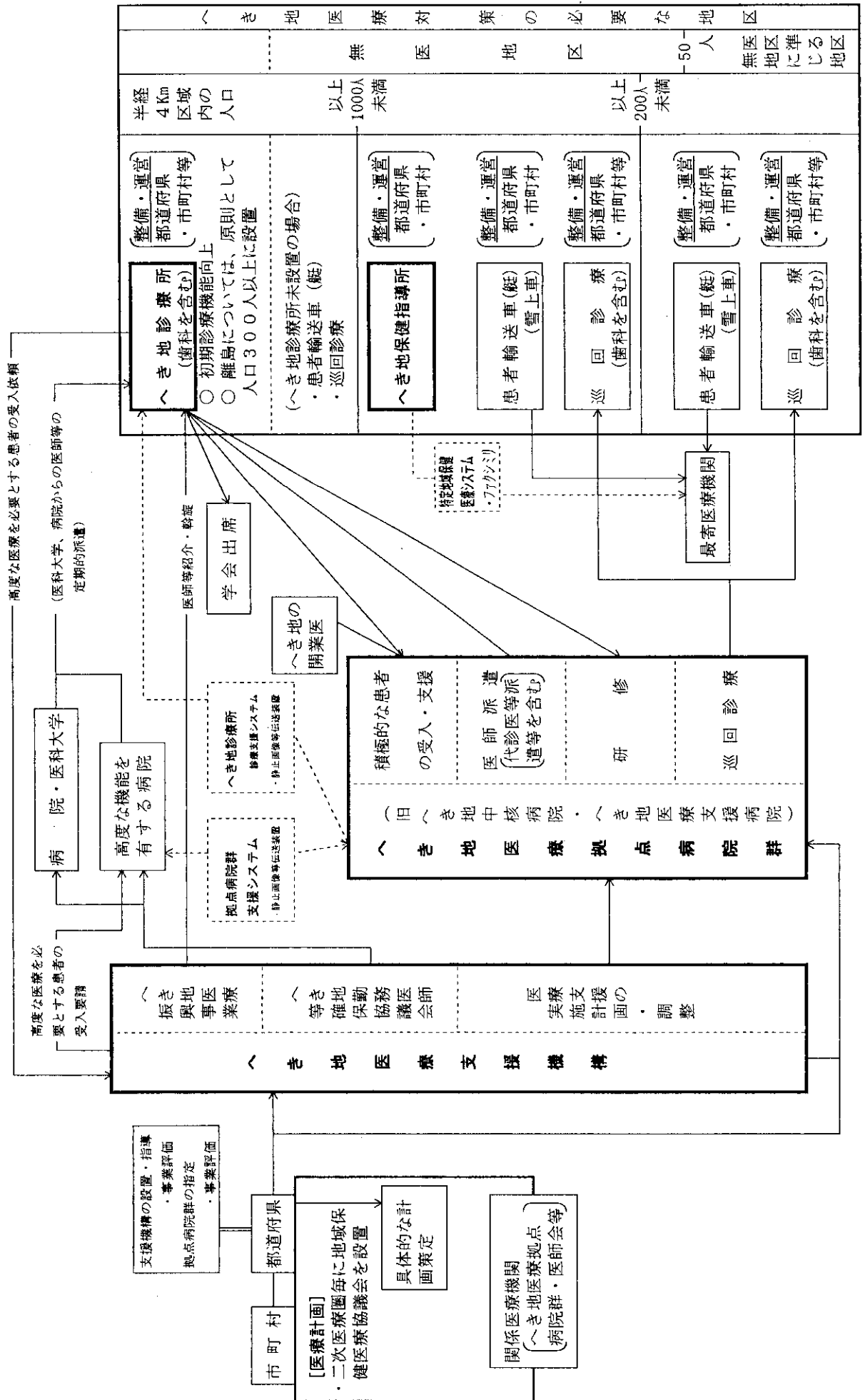
○ 築後概ね25年以上経過した病院の建て替えについて、一定の条件のもと補助をする医療施設の近代化施設整備事業(平成5年度～)

- ・ 基準額 $7,500\text{m}^2$ (最高面積) \times 別途定めた単価
- ・ 補助率 1/3

○ 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に指定された地域内に所在し、かつ、へき地医療、救急医療等を担う公的医療機関に対する耐震化事業(昭和55年度～)

- ・ 基準額 既存病床数 \times 30% \times 13,88 m^2 \times 35,100円
- ・ 補助率 1/3

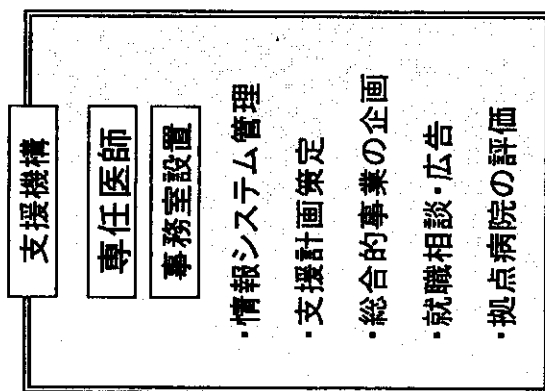
20. 第9次へき地保健医療対策概念図



21.へき地医療支援機構体系図

(現 行)

専任医師配置型



医師派遣要請等

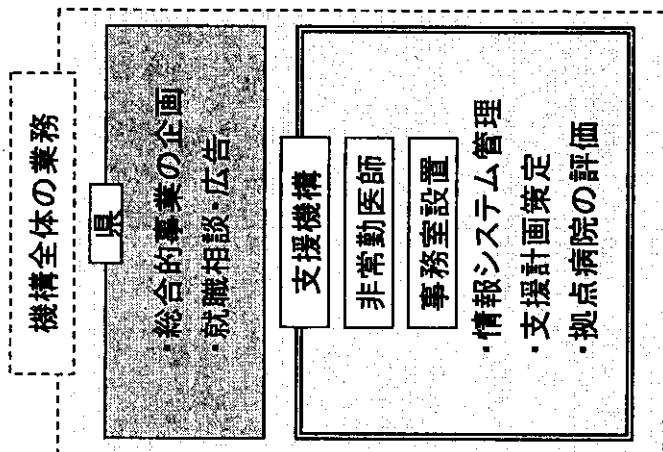


(実行) 医師派遣等

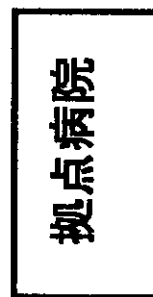


(15年度新設)

非常勤医師配置型



医師派遣要請等

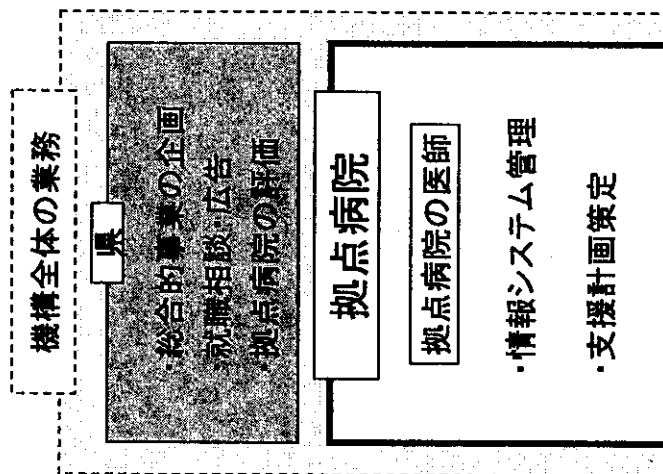


(実行) 医師派遣等



(15年度新設)

専任医師配置型



医師派遣要請等

拠点病院の業務

(実行) 医師派遣等



22. へき地医療支援機構設置状況

H14. 12月現在

都道府県	設置年度		設置場所			
	14年度まで	15年度予定	県庁内	拠点病院内	その他病院	その他
1 北海道	○					●(財団)
2 青森		○				
3 岩手	○					●(大学内)
4 宮城		○				
5 秋田		○				
6 山形		○				
7 福島		○				
8 茨城		○				
9 栃木		○				
10 群馬		○				
11 埼玉						
12 千葉						
13 東京		○				
14 神奈川						
15 新潟	○		●			
16 富山		○				
17 石川		○				
18 福井		○				
19 山梨		○				
20 長野		○				
21 岐阜		○				
22 静岡	○			●(県立)		
23 愛知	○			●(県立)		
24 三重		○				
25 滋賀		○				
26 京都		○				
27 大阪						
28 兵庫		○				
29 奈良	○			●(県立)		
30 和歌山		○				
31 鳥取		○				
32 島根	○				●(県立)	
33 岡山	○			●(済生会)		
34 広島	○			●(県立)		
35 山口	○			●(県立)		
36 徳島	○			●(県立)		
37 香川		○				
38 愛媛	○			●(県立)		
39 高知		○				
40 福岡		○				
41 佐賀		○				
42 長崎		○				
43 熊本		○				
44 大分		○				
45 宮崎		○				
46 鹿児島	○			●(医師会)		
47 沖縄	○		●			
合計	14	29	2	9	1	2

23. 医療施設等施設・設備整備事業の15年度予算案の概要

	平成14年度予算額	平成15年度予算案
○ 医療施設等の整備	23,018百万円	→ 21,368百万円
1. 医療施設等施設整備費	19,378百万円	→ 17,728百万円

(1) メニュー追加事業について

○ 新型救命救急センター整備事業 (要旨)

救命救急センターの設置促進を図るため、30床規模を中心に運営されてきた従来の救命救急センターに加えて、10床規模による必要な機能を備えた新型救命救急センターを整備する。

(補助先) 都道府県(都道府県及び都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が整備・運営する新型救命救急センター)

(補助率) 1/3(負担割合: 国1/3、都道府県1/3、事業者1/3)

○ 医師臨床研修病院研修医環境整備事業 (要旨)

臨床研修病院における研修医のための宿舍の整備

(補助先) 公私立医科大学附属病院及び公私立の臨床研修指定病院

(補助率) 1/3(負担割合: 国1/3、都道府県1/3、事業者1/3)

(2) 補助対象範囲の拡大について

○ 小児医療施設整備事業(小児総合病院の補助対象の追加) (要旨)

都道府県等が小児を主に専門とする総合病院を整備する場合の基準面積を新設。

(3) 補助要件の見直し等について

○ 医療施設近代化施設整備事業 (要旨)

① 療養病床への転換整備を促進するため、平成15年度に開始される事業に限り、整備区域の1/2以上を療養病床に転換整備する病院及び療養病床を整備する診療所において、建替整備を伴うものについては、築年数の要件を撤廃。

② 平成15年度以降に、都道府県、市町村が行う病院及び診療所の新規事業については、国庫補助対象としない。

ただし、平成15年度の新規事業及び平成14年度以前からの継続事業であって、平成15年1月31日までに厚生労働省へ事業計画書を提出されたもの及びPFIによる整備事業であって、本年3月31日までにPFI法に基づく実施方針が定められたものについては、以後の継続事業も含み、国庫補助対象とする。

(4) 廃止事業について

- ① へき地中核病院
- ② 救急医療情報センター
- ③ 教育病院
- ④ 地域医療研修施設
- ⑤ 衛生検査精度管理施設

2. 医療施設等設備整備費

平成14年度予算額 平成15年度予算案
3,640百万円 → 3,640百万円

(1) メニュー追加事業について

○新型救命救急センター整備事業 (要旨)

救命救急センターの設置促進を図るため、30床規模を中心に運営されてきた従来の救命救急センターに加えて、10床規模による必要な機能を備えた新型救命救急センターを整備する。

(補助先) 都道府県(都道府県及び都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が整備・運営する新型救命救急センター)

(補助率) 1/3(負担割合: 国1/3、都道府県1/3、事業者1/3)

(2) 廃止事業について

- ① へき地中核病院
- ② 特定地域保健医療システム
- ③ 教育病院
- ④ 地域医療研修施設

3. 平成14年度補正予算(医療施設等設備整備費: 23,222百万円)

(1) 電子カルテ・レセプト電算処理システム導入事業

(要旨)

情報化の推進を通じた医療の質の向上と効率化のため、病院における電子カルテシステム等の導入を推進する。

(補助先) 都道府県、市町村、医療法人等の病院の開設者

(補助率) 1/2(負担割合: 国1/2、事業者1/2)

(2) 小児救急遠隔医療補助事業

(要旨)

小児救急医療の充実に向け、休日・夜間に診療を行う病院群輪番制病院などが、情報通信機器を活用し、小児医療を支援する病院から診療支援を受けられるよう体制の整備を図る。

(補助先) 都道府県、市町村、医療法人等の病院の開設者

(補助率) 1/2(負担割合: 国1/2、都道府県1/4、事業者1/4)

(3) 看護師等養成所静脈注射実習設備整備事業

(要旨)

看護基礎教育段階における教育内容の向上を促進するため、看護師等養成所に静脈注射に係る実習に必要な設備を整備する。

(補助先) 都道府県(間接補助先: 市町村、その他厚生労働大臣が適当と認める者)

(補助率) 1/2(負担割合: 国1/2、事業者1/2)

(4) 特定機能病院等の情報化推進設備整備事業

(要旨)

医療経営の効率化、医療の質の向上を図るため、特定機能病院等が行う院内LANの設置等に必要な設備を整備する。

(補助先) 都道府県、市町村、特定機能病院等の開設者

(補助率) 1/2(負担割合: 国1/2、事業者1/2)

平成14年3月31日現在

24. 都道府県別医療法人数

都道府県名	医療法人 (総数)			特定医療法人 (再掲)			特別医療法人 (再掲)			厚生労働大臣所管法人 (再掲)			一人医師医療法人設立			備考	
	総数	財団	会社	総数	財団	会社	総数	財団	会社	総数	財団	会社	総数	財団	会社		
1 北海道	1,955	3	1,952	19	0	0	0	0	0	0	0	0	1,502	0	0	428	一人医師医療法人設立認可件数の推移 昭和16年12月末 179件 昭和62年3月末 320件 昭和62年12月末 723件 昭和63年3月末 815件 昭和63年12月末 1,557件 昭和63年3月末 2,417件 平成元年12月末 6,620件 平成2年3月末 7,218件 平成2年12月末 9,451件 平成3年3月末 9,881件 平成3年12月末 11,296件 平成4年3月末 11,597件 平成4年12月末 13,205件 平成5年3月末 13,822件 平成5年12月末 15,665件 平成6年3月末 15,935件 平成6年12月末 17,828件 平成7年3月末 17,828件 平成7年12月末 19,008件 平成8年3月末 19,545件 平成8年12月末 20,812件 平成9年3月末 21,324件 平成9年12月末 23,112件 平成10年3月末 24,770件 平成10年12月末 26,045件 平成11年3月末 27,504件 平成11年12月末 28,967件 *一人医師医療法人(再掲) 欄には、昭和61年9月以前に設立された医療法人で、調査時点において、医師若しくは歯科医師が常時3人未満の診療所も含まれている。
2 青森県	314	4	310	1	0	0	0	0	0	0	0	0	257	0	0	46	
3 岩手県	221	3	217	3	1	1	0	0	0	0	0	0	160	3	3	29	
4 宮城県	521	8	513	3	0	0	0	0	0	0	0	0	443	1	1	55	
5 秋田県	261	4	257	2	0	0	0	0	0	0	0	0	205	0	0	44	
6 山形県	329	2	327	2	0	0	0	0	0	0	0	0	266	2	2	39	
7 福島県	622	3	619	6	2	2	0	0	0	0	0	0	555	7	7	58	
8 茨城県	595	2	593	3	1	1	0	0	0	0	0	0	413	0	0	62	
9 栃木県	561	3	558	6	0	0	0	0	0	0	0	0	414	10	10	52	
10 群馬県	569	3	566	3	0	0	0	0	0	0	0	0	460	4	4	74	
11 埼玉県	1,585	11	1,574	8	1	1	0	0	0	0	0	0	1,280	0	0	315	
12 千葉県	1,147	8	1,139	10	0	0	0	0	0	0	0	0	923	1	1	244	
13 東京都	3,500	122	3,378	19	10	10	0	0	0	0	0	0	2,791	2	2	818	
14 神奈川県	1,820	36	1,784	29	10	10	0	0	0	0	0	0	1,514	3	3	405	
15 新潟県	792	8	784	8	2	2	0	0	0	0	0	0	707	0	0	138	
16 富山県	205	5	200	3	1	1	0	0	0	0	0	0	141	0	0	38	
17 石川県	310	5	305	3	2	2	0	0	0	0	0	0	248	2	2	53	
18 福井県	232	4	228	4	2	2	0	0	0	0	0	0	175	0	0	30	
19 山梨県	164	3	161	5	6	4	0	0	0	0	0	0	129	2	2	18	
20 長野県	565	10	555	6	4	4	0	0	0	0	0	0	455	2	2	90	
21 岐阜県	525	0	525	5	0	0	0	0	0	0	0	0	428	0	0	65	
22 静岡県	973	2	971	11	0	0	0	0	0	0	0	0	843	1	1	97	
23 愛知県	1,345	9	1,336	12	3	3	0	0	0	0	0	0	1,009	10	10	158	
24 三重県	488	1	487	6	0	0	0	0	0	0	0	0	381	1	1	53	
25 滋賀県	274	0	274	3	0	0	0	0	0	0	0	0	249	0	0	39	
26 京都府	699	23	676	8	1	1	0	0	0	0	0	0	534	0	0	72	
27 大阪府	2,441	34	2,576	24	4	4	0	0	0	0	0	0	2,324	4	4	403	
28 兵庫県	1,441	20	1,421	18	2	2	0	0	0	0	0	0	1,250	3	3	191	
29 奈良県	283	9	274	2	1	1	0	0	0	0	0	0	201	4	4	16	
30 和歌山県	334	0	334	2	0	0	0	0	0	0	0	0	261	2	2	30	
31 鳥取県	285	6	279	3	3	3	0	0	0	0	0	0	255	0	0	62	
32 徳島県	279	2	277	3	0	0	0	0	0	0	0	0	220	1	1	42	
33 香川県	779	1	778	18	1	1	0	0	0	0	0	0	670	2	2	118	
34 愛媛県	1,084	3	1,081	8	2	2	0	0	0	0	0	0	921	3	3	117	
35 高松市	589	3	586	4	0	0	0	0	0	0	0	0	498	4	4	42	
36 徳島市	499	0	499	0	0	0	0	0	0	0	0	0	407	0	0	79	
37 香川県	363	6	357	4	4	4	0	0	0	0	0	0	265	0	0	48	
38 愛媛県	678	5	673	5	2	2	0	0	0	0	0	0	569	1	1	117	
39 高松市	322	1	321	2	0	0	0	0	0	0	0	0	208	0	0	42	
40 高松市	1,868	8	1,860	12	1	1	0	0	0	0	0	0	1,511	1	1	231	
41 佐賀県	303	1	302	7	1	1	0	0	0	0	0	0	213	5	5	41	
42 長崎県	645	7	638	3	1	1	0	0	0	0	0	0	506	0	0	84	
43 熊本県	780	1	779	12	0	0	0	0	0	0	0	0	603	3	3	126	
44 大分県	476	6	470	3	3	3	0	0	0	0	0	0	360	1	1	43	
45 宮崎県	433	3	430	3	2	2	0	0	0	0	0	0	322	0	0	42	
46 鹿児島県	827	1	826	5	1	1	0	0	0	0	0	0	653	0	0	139	
47 沖縄県	325	0	325	4	4	4	0	0	0	0	0	0	268	2	2	54	
計	35,795	399	35,396	325	67	67	258	19	5	5	22	469	28,987	15	15	23,380	5,587

25. 病院機能評価結果の情報提供

財団法人日本医療機能評価機構では、平成14年6月27日に病院機能評価結果の情報提供についての基本方針を定め、以下のとおり情報提供を行うことを公表した。

1. 情報提供の基本方針

財団法人日本医療機能評価機構は、国民が病院に関する適切な情報を得ることに資すること、ならびに、病院機能評価の認定を受けた病院が、評価結果に対して責任を持ち、医療の質のさらなる向上に努める契機となることを目的として、病院機能評価結果の情報を広く一般に提供するものである。

このことは、特定の情報のみを流す広告とは大いに異なり、中立的な第三者機関として、病院機能評価結果の事実を、すべての機能にわたり公表するものであり、必然的に国民が、他の認定病院の内容と比較しうるものでなければならない。

なお、病院機能評価は、病院からの委託に基づき行われるものであり、当評価機構は、病院機能評価結果に対し守秘義務を負う関係上、情報提供は、認定病院の同意を得た上で行うものである。

2. 情報提供の内容

- ①審査結果報告書の総括（要約は行わない）
- ②審査結果報告書の評価判定結果（すべての中項目の評点）
- ③再審査による認定の場合には、再審査結果報告書ならびに再審査後の中項目の評点の情報を提供する。
- ④中項目の評点の右欄に同一の認定表記・審査体制等における他の認定病院の各中項目の評点分布の情報を提供する。

3. 情報提供の事業開始時期は、平成14年9月1日とする。

4. 情報提供の媒体は、評価機構のホームページ上とする。

5. 情報提供の事務手数料は無料とする。

6. 契約関係

- ①「業務契約書」に「病院機能評価結果の情報提供」に関する条項を追加する。
- ②病院機能評価結果の情報提供をすることに同意をいただいた病院とは覚書を交わし、これに基づき情報提供を行う。

7. その他

- ①機構のホームページから認定病院のホームページへのリンク、また、希望する病院には、認定病院のホームページから機構ホームページの当該病院の評価結果ページにリンクをすることも可能とする。
- ②用語の解説集のページを作成する。
- ③全ページの上の欄に、認定病院数と全病院数を掲載する。
- ④改善審査の実施を検討する。
- ⑤年に1回刊行物として販売することも検討する。

26. 都道府県別 病院機能評価 認定状況一覽

都道府県	全病院数	申請数	認定数	申請率(%)	認定率(%)
北海道	638	76	42	11.91	6.58
青森県	110	13	8	11.82	7.27
岩手県	109	9	5	8.26	4.59
宮城県	149	18	10	12.08	6.71
秋田県	81	8	4	9.88	4.94
山形県	69	10	7	14.49	10.14
福島県	156	30	18	19.23	11.54
茨城県	209	23	14	11.00	6.70
栃木県	118	19	8	16.10	6.78
群馬県	144	30	16	20.83	11.11
埼玉県	366	46	18	12.57	4.92
千葉県	299	46	22	15.38	7.36
東京都	685	140	79	20.44	11.53
神奈川県	363	61	26	16.80	7.16
新潟県	139	23	11	16.55	7.91
富山県	115	13	7	11.30	6.09
石川県	118	22	13	18.64	11.02
福井県	93	9	3	9.68	3.23
山梨県	61	12	5	19.67	8.20
長野県	141	20	15	14.18	10.64
岐阜県	114	25	14	21.93	12.28
静岡県	184	34	19	18.48	10.33
愛知県	367	56	34	15.26	9.26
三重県	115	21	11	18.26	9.57
滋賀県	60	14	4	23.33	6.67
京都府	183	27	14	14.75	7.65
大阪府	575	105	64	18.26	11.13
兵庫県	349	95	56	27.22	16.05
奈良県	74	13	4	17.57	5.41
和歌山県	92	7	3	7.61	3.26
鳥取県	46	9	7	19.57	15.22
島根県	60	13	6	21.67	10.00
岡山県	192	44	30	22.92	15.63
広島県	270	47	25	17.41	9.26
山口県	152	27	17	17.76	11.18
徳島県	131	15	7	11.45	5.34
香川県	108	19	11	17.59	10.19
愛媛県	156	24	17	15.38	10.90
高知県	148	16	7	10.81	4.73
福岡県	486	119	66	24.49	13.58
佐賀県	112	18	10	16.07	8.93
長崎県	176	22	11	12.50	6.25
熊本県	226	41	19	18.14	8.41
大分県	163	16	5	9.82	3.07
宮崎県	153	13	7	8.50	4.58
鹿児島県	289	50	26	17.30	9.00
沖縄県	95	27	13	28.42	13.68
合計	9,239	1,545	838	16.72	9.07

注1. 病院数は『平成13年医療施設調査』(平成13年10月1日現在)による。

2. 認定数は平成15年1月現在である。

27. 開設者別 病院機能評価認定証 発行病院数

平成15年1月現在

開設者		病院数	認定病院数	認定率
国	厚生労働省	209	24	11.5
	文部科学省	59	15	25.4
	労働福祉事業団	39	12	30.8
	その他	42	0	0
	小計	349	51	14.6
公 的	都道府県	313	43	13.7
	市町村	763	89	11.7
	日赤	95	17	17.9
	済生会	77	15	19.5
	厚生連	118	15	12.7
	その他	10	0	0
	小計	1,376	179	13.0
社 会 保 険	全社連	53	24	45.3
	共済組合	48	11	22.9
	健康保険組合	18	4	22.2
	その他	11	2	18.2
	小計	130	41	31.5
公益法人		395	51	12.9
医療法人		5,444	454	8.3
学校法人		99	6	6.1
会社		66	16	24.2
社会福祉法人等		295	27	9.2
個人		1,085	13	1.2
合計		9,239	838	9.1

注)・病院数は平成13年10月1日現在。